

# 关于全日本中国人博士协会 2011 年 2 月选举无效诉讼的 判决书中文翻译

(对本翻译的任何解释以日本原文为准)

2016 年 9 月 28 日判决审判 同日领取原件 裁判所书记官

2015 年 第 29185 号选举无效等确认请求案件

口头申辩终止日期 2016 年 6 月 27 日

## 判 决

东京都品川区(为保护隐私省略)

原 告 干 力 行

东京都江东区(为保护隐私省略)

原 告 邹 珍 珍

静冈县袋井市(为保护隐私省略)

原 告 朱 宁

神奈川县平塚市(为保护隐私省略)

原 告 张 善 俊

上述 4 名诉讼代理人律师

张 学 炼

东京都江东区池袋 3-14-2

被 告 全日本中国人博士协会

该协会代表会长 滕 劲 兵

千叶县印下市(为保护隐私省略)

被 告 滕 劲 兵

上述 2 名诉讼代理人律师

河原 格

## 正 文

1. 被告全日本中国人博士协会 2011 年 2 月理事会选举中的理事当选无效。
2. 被告滕劲兵全日本中国人博士协会的会长资格无效。
3. 诉讼费用由被告承担。

## 事实及理由

### 第 1 请求

同正文。

### 第 2 事实概要

本案件为被告的全日本中国人博士协会（以下：被告协会）的会员作为原告提出了以下诉讼请求：

（1）2011 年 2 月举行的被告协会的理事会选举程序与全体会员之间达成的协议相违背，该选举的理事当选无效。

（2）由上述理事会选举选出的被告协会会长李磊辞职后，2011 年 8 月举行的被告协会会长选举的手续违反了被告协会的章程，会长选举无效。因此，在 2012 年 10 月举行的会长选举为无效，同时确认滕劲兵被告的全日本中国人博士协会会长资格无效。

#### 1 作为前提的事实

以下的事实在当事人之间不存在争议，并基于证据（甲 1-3, 12, 13, 18, 19, 23, 乙 9, 19, 21, 23, 26, 原告干力行本人）以及辩论的全部宗旨很容易地得到了确认。

##### （1）当事人等

A 被告协会由在日本的教育机关、研究机关、民间企业从事学术研究、技术开发、企业经营的中华人民共和国人（以下：中国人）的博士，以及归国博士所构成的团体（任意法人社团）。

被告滕劲兵作为被告协会的会员（以下：会员）在 2012 年 10 月举行的被告协会的会长选举中，在同年 11 月 2 日下午 8 点以没有投票的方式当选会长。此后，被告滕劲兵开始担任被告协会的会长职务。

B 原告在 2011 年 2 月当时都是会员。原告邹珍珍及原告朱宁现在仍为会员，原告干力行及原告张善俊现在作为会员参加活动（原告干力行及原告张善俊的会员资格在当事者之间有争议）。

##### （2）旧章程的规定

基于 2011 年 6 月 12 日的改订前的被告协会的章程（旧章程），具有如下规定：

#### A 第 8 条（干部）

本会设置以下干部，其中理事和监事不得互相兼任。

- (A) 理事 15-21 名
- (B) 会长 1 名
- (C) 常务副会长 1 名
- (D) 副会长 3-5 名
- (E) 事务局长 1 名，副事务局长若干名
- (F) 会计 1 名
- (G) 监事 2 名

#### B 第 9 条（干部的选任）

(A) 会长、常务副会长、理事以及监事由全体会员直接选出。（9 条第 1 项）

(B) 选举期间，会长、常务副会长的候选人为一对，向全体会员说明其任职设想和方针，回答会员提出的质疑。

(C) 副会长、事务局长以及会计经过理事会审议，由会长在理事中选取委任。

(D) 在会长、常务副会长、理事及监事中出现缺额之日的 30 日以内，应经过理事会决议，设置选举和投票管理委员会，举行补选。（第 9 条第 5 项）

(E) 关于全体会员直接选举及投票，应根据本章程第 13 条的规定，设立选举和投票管理委员会，进行选举管理、计算投票并公布结果。（第 9 条第 6 项）

(F) 原则上使用电子邮件投票形式。（第 9 条第 7 项）

#### C 第 10 条（任期）

(A) 会长、常务副会长的任期为 2 年，直接选举的理事与监事的任期为 2 年。但可以再选。（第 10 条第 1 项）

(B) 会长、副会长、理事及监事在无法继续承担工作时可以辞去职务。（第 10 条第 2 项）

#### D 第 11 条（理事会）

(A) 本会由理事会运营。（第 11 条第 1 项）

(B) 理事会由会长、常务副会长、副会长及理事构成。会长为议长。（第 11 条第 2 项）

(C) 理事会基本以电子邮件讨论和决议，必要时可以见面召开理事会。（第 11 条第 3 项）

(D) 除修改本章程及不信任投票之外，经过足够讨论并获得参加者超过半数赞同形成决议。（第 11 条第 4 项）

(E) 理事会每年一次审议会计报告和监察报告，形成决议提交会员。（第 11 条第 5 项）

#### E 第 12 条（组织和职责）

（A）理事代表会员参加理事会，根据本章程实施运营管理。（第 12 条第 1 项）

（B）会长代表本会，根据本章程及理事会决议，总管本会运营。（第 12 条第 2 项）

（C）常务副会长辅助会长。会长辞职或无法担负工作时，经理事会决议，可代理会长职责。（第 12 条第 3 项）

（D）事务局长总管本会运营的事务工作。（第 12 条第 5 项）

（E）会计根据理事会决议定下的财务管理细则，监理会费收入、捐款收入、支出等。会计必须在每次理事选举前，向理事会提交会计报告和财务记录，接受监事的监察。（第 12 条第 6 项）

（F）监事负责监督理事会是否根据本章程运营，负责监察会计提交的资料。监察报告要提交理事会。（第 12 条第 7 项）

（G）全体会员参加的直接选举和投票，由理事会设置选举和投票管理委员会。人选由理事会决定。选举和投票管理委员会负责选举管理、投票计算及公布结果。（第 12 条第 9 项）

#### F 第 14 条（修改章程）

本章程修改必须经过三分之二以上理事赞同。

#### （3）2011 年 2 月实施选举的经过

被告协会的第 10 期理事会选举，设置投票期间为 2010 年 7 月 19 日至同月 28 日（以下简称 2010 年 7 月选举）。2010 年 7 月选举中，当时连续 6 年担任被告协会会长的李磊再次参加会长竞选，会员赵凤济对此提出不同意见，被告协会内发生矛盾，部分理事及会员也开始对选举管理及运营方法等有问题的地方进行了质疑。

投票是根据被告协会会员名单（以下简称会员名单）中登记的会员发放投票用纸邮件（以下简称投票用邮件）的，收到投票用纸邮件的会员回复邮件进行投票。但被告协会的邮件列表中登录的一部分会员邮箱地址，没有在会员名单中登记，所以无法确认这些邮箱地址的会员姓名。虽然被告协会事务局通过向这些邮箱地址发送邮件确认会员姓名等，尝试解决问题；但由于这个问题以及协会内部的矛盾并未因此解消，所以被告协会第 9 期理事会决议暂停 2010 年 7 月选举。

然而，李磊及其支持者（以下简称李派），无视理事会决议，李磊宣言了 2010 年 7 月选举的结果，其本人当选为会长，其他人也在同一选举中被当选为理事，并以此组成了理事会。赵凤济等部分会员（以下简称反李派）以 2010 年 7 月选举无效为由，组成了以特别理事会为名

的另外一个理事会，主张举行第 10 期理事会选举。

李派的李磊，反李派的赵凤济，在中国大使馆刘敬师领事斡旋下直接协商，由二人联名于 2010 年 12 月 28 日发表了“致全日本中国人博士协会会员”为名的书面共同声明（以下简称共同声明）。

#### （4）共同声明的内容

##### A 共同声明（日文翻译件）的内容如下

“鉴于众所周知的原因，最近，博士协会出现两个理事会这样不正常现象。这种情况给博士协会运营带来了混乱。（略）全体会员强烈希望早日结束这种混乱，实现博士协会的统一”

“基于该博士协会的统一性和会员利益第一的原则，在有关部门的调整下，两个‘理事会’主要干部经过一系列协议，就以下内容达成一致意见。”

“（1）现存的两个理事会即日起自动解散，根据 7 月举办的选举结果（不改变原得票结果），由继续（补充）选举的方法，让拥有投票权但尚未投票的会员进行投票，根据‘原’得票数的基础上加入继续（补充）选举得票数算出最终得票数，以此正式成立第 10 届理事会。”

“（3）为保证继续选举的公平性，以原“选举管理监督委员会”为基础，双方各向该委员会推荐一名委员，组成‘5+1’扩大‘选举管理监督委员会’，使其行使继续（补充）选举的责任。继续（补充）选举期间，博士协会的服务器由双方都得以信赖的第三者暂时保管。”

“（4）继续（补充）选举期限为 2 周，具体时间为：12 月 29 日（周三）设立扩大‘选举管理监督委员会’，12 月 30 日（周四）至 2011 年 1 月 12 日中午 12:00 为投票期。对持有投票权未进行投票人员进行确认，使之在此期间进行投票。以上投票期内未进行投票者视为弃权。”

“（5）对于持有投票权但无法取得联系的会员（以 2010 年 7 月 9 日之前在籍者为准），办事处（全权委托朱宁博士和孔昌一博士）在博士协会的会员 ML 上公布明细。在规定期间内，由本人申请，扩大‘选举管理监督委员会’在对其身份进行确认之后，可参加投票活动。”

“（6）选举结果由扩大‘选举管理监督委员会’根据第（1）条规定，完成投票统计，于选举结束当日公布。此结果为第 10 届理事会选举的最终正式选举结果，不允许对此质疑。”

B 共同声明（3）中的“以原‘选举管理监督委员会’为基础，双方各向该委员会推荐一名委员，组成‘5+1’扩大‘选举管理监督委员会’”的意思为：在原来由 3 名的选举管理委员组成的选举管理委员会中，从李派和反李派中各加入一名委员的同时，再加入一名旁观者组成

选举管理监督委员会。

在选举管理监督委员会中，李派和反李派就以下内容达成一致：方素萍作为李派委员，原告干力行作为反李派委员，旁观者由被告协会的名誉会长任福继担任。（此项一致称作“有关共同声明合意”，与共同声明合称为“共同声明等”。）

#### （5）2011年2月选举的实施

被告协会的第10期理事会的继续选举（以下简称“2011年2月选举”），迟于共同声明中规定的期间，于2011年2月21日至同年3月1日实施。

同年3月3日，李磊当选会长，刘真当选常务副会长，其余21名当选理事，正式宣告第10期理事会成立。

但是，反李派不承认上述选举结果，成立了与以李磊为会长的第10期理事会完全不同的理事会。这样，被告协会内存在两个理事会，各理事会由于采取了拉拢会员活动，导致各自掌握的会员出现差异。

#### （6）被告滕劲兵被选为被告协会会长的经过

在反李派提出了禁止李磊根据李派会员名单召集于2011年7月30日举行的会员总会，并要求对李磊进行停止其职务处分的（司法）暂行处分的时候，李磊辞去了会长职务，所以上述的（司法）暂行处分的申请于同年2月也被（反李派自主）撤回。

对于李磊辞去会长职务一事，李派对此表示认可，并于同年8月进行了选举（以下简称为“2011年8月选举”），发表了由刘学振副会长代理会长职务的主旨，另外又于2012年10月进行选举（以下简称为“2012年10月选举”），宣布被告滕劲兵被选为被告协会的会长。

之后，被告协会没有实施过会长选举，被告滕劲兵现在仍主张自己是被告协会的会长。

## 2 争点

（1）对于2011年2月选举中理事当选无效一事加以确认的请求，原告方是否有确认的利益。（争点1）

（2）2011年2月选举产生的理事当选是否无效。（争点2）

（3）被告滕劲兵是否是被告协会的会长。（争点3）

3 关于争点 1（对 2011 年 2 月选举中理事当选无效一事加以确认的请求，原告方是否有确认的利益）的当事人主张

### 【原告的主张】

2011 年 2 月选举中选为会长的李磊，①对于不合心意的会员，肆意停止其会员资格，从通讯录中删除。②不遵守协会旧章程中第 11 条第 5 项规定，不向理事会进行财务汇报以及在不履行批准手续的情况下就肆意收取会费，支出经费，③未经理事会批准设立一般社团法人，并向会员提出虚假的说明，④刘学振副会长不仅违反协会章程，代理会长职务，而且于 2012 年 3 月进行了选举，选出被告滕劲兵为会长，⑤有关被告协会发行杂志《information》的发行权，被转移到了公司代表为李磊的『有限公司国际情报研究所』之名下，借此转为自己私有的行为，⑥2013 年 3 月，以转移至被告协会的一般社团法人为目的的会员总会被召开，并进行了以此为主旨的相关决议等会务运营。

基于这样的无效选举结果的会务运营，原告今后，①以被告协会的会计支出无效为前提，对支出裁决者提起返还诉求或损害赔偿控告，②以李磊擅自将被告协会从前拥有的杂志

《information》的发行权，转让给其本人任董事长的『有限公司国际情报研究所』为前提，提起为将发行权转回被告协会的发行权确认控告，及相关销售额的不当利益返还诉求或损害赔偿控告，③存在财产及法律地位已被转移到一般社团法人的情况时，将预定提起将其返还的控告。在这些控告中，自称被告协会的会长的人是否具有会长资格，是否具有该当行为的权限成为问题，作为其前提问题，必须在逐一论述 2011 年 2 月选举的有效性；并且在此基础上，因个别行为而产生的 2011 年 2 月选举的有效性是不同的，从而有导致判决内容相互矛盾的可能性。

因此，从防止诉讼经济和判决内容发生矛盾的观点出发，关于 2011 年 2 月选举的有效性，确认其合一性（整合性）是必不可缺的，关于原告要求确认在 2011 年 2 月选举中当选的理事是无效的诉讼请求，其确认的利益被认可。

### 【被告的主张】

A 原告是妨碍被告协会选举者或不具有会员资格者，是寻求确认 2011 年 2 月选举中的理事当选无效的无利益相关人。

即，原告于 2010 年 7 月选举后，因拒绝提供学历证书的复印件，会员登录未能更新，但是，在 2011 年 2 月的选举中担任选举管理委员，被告协会以协会内的和解为由，尽管未能

提供学历证书的复印，作为特例更新了原告干的会员登录。然而，原告干反复妨碍选举，和被告协会的理事会没做任何商量，使用被告协会名誉在会员的电子邮箱发出捐款通知，扰乱了被告协会的捐款活动和正常运营，为此，2011年3月17日被告协会的理事会决议下受到停止会员资格的处分，此后不再具有会员资格。

原告鄒珍珍，因参与被告协会的分裂活动，在会员邮箱反复投稿自己的主张，同年6月受到在会员邮箱发送信息的限制。

原告朱宁，是妨碍2010年7月的选举，导致被告协会分裂者，另外，在自己主张无效的2011年2月的选举中自己参选，当选理事任满任期者。

原告张善俊，虽2011年2月的选举中当选理事，但因妨碍协会的募金活动，并领头搞分裂活动，在分裂的理事会中自称会长，受到停止会员资格处分者。

B 被告协会理事会任期是2年，2011年2月的选举产生的第10届理事已于2013年3月任期满了，之后形成了新的权利关系，所以，确认处于过去的法律关系中的2011年2月的选举结果的无效，已不具有利益关系。

原告将被告协会的会长权限视为问题，但没有显示原告的权利或法律地位具体的危险或不安，所以作为去除这种危险或不安的方法，判决确认选举结果的无效，不能是有效适当的。

至于原告关于李磊的会务运营行为的主张中的①-⑥条，都应该审理自己是否按正常手续进行了为基点，成为不了关于2011年2月选举结果确认的利益内容。

#### 4 关于争点2(2011年2月选举中的理事当选是否无效)的当事人主张

##### 【原告的主张】

关于2011年2月的选举，李派，即便任福继拒绝作为观察员参加选举监督管理委员会，也要强行实施选举；预定就任反李派的选举管理委员的干，拒绝参加选举管理委员会，选举管理监督委员会没有成立(作为选举公告(乙22)中的选举管理委员的原告干的氏名的记载是未经本人同意记载的)。尽管如此，李派仍然要强行实施选举，为此反李派拒绝参选理事及其投票。反李派没同意过由领事馆或刘敬师领事中介下继续实施的选举。

另外，关于2011年2月选举有关的用于投票的服务器的保管，被告主张被告协会事务局保管着服务器，但领事馆保管了密码，所以领事馆妥善地保管了服务器；但是根据共同声明，服务器自身的保管必须委托第三者，服务器由被告协会事务局管理，处在只有被告协会事务局即李派才能查询的状态，所以，即便密码由领事馆等第三者保管，也是违反了共同声明。



以前的选举，每次选举都是备有专用服务器，选举管理委员会的邮箱，投票及统计票数的专用邮箱，选举公告，各种通知，投票的收集等，一应都是用此服务器及邮箱地址。但是，2011年2月的选举，投票用邮箱或各选举管理委员的邮箱不是选举专用邮箱，而是使用了选举管理委员个人的邮箱。投到个人邮箱的票，第三者无法确认投票结果，无法认同公正。按张伟提案的规则，认定投票者仅对任意一位选举管理委员用邮件投票，但事实是重复投票也被认可为有效了。

更进一步说，尽管由理事会的分裂造成了名单的不一致，也不做名单修正，造成很多会员没收到投票用邮件。

另外，投票之际没有明确的规则，给一个选举管理委员的邮箱送信就可，还是必须同时抄送一份(CC)，还是必须给所有选举管理委员都抄送一份，缺失的场合如何处理等，都没明确规定。

因此2011年2月所实施的换届选举①违反了共同声明，没有组织选举管理监督委员会，发生了反李派对立候补及投票的抵制，用的服务器也没有由第三者保管②选举管理委员的个人邮箱地址投票也被用于投票用等，投票方法没有公正性，③会员名册也有缺陷，投票用邮件的转送也有多件遗漏，④投票的规则也不明确，因而投票无效，当选的理事也当然无效。

### 【被告的主张】

2011年2月的选举之前，2010年7月实施了理事会选举，李磊和刘真战胜了刘震和任向实当选了正副会长，组织了第10期理事会，但是输了的刘震和任向实发起了反对运动，原告们组织了另一个理事会，进行了分裂活动。为了避免以上的混乱，双方经中国大使馆领事部的斡旋，就进行换届选举以及选举管理方法等达成了共识（共同声明），2011年2月根据旧章程9条1~3项，进行了换届选举。

这期间，根据共同声明，由原告一边的干和被告一边的方参与选举管理委员会，组成选举管理监督委员会。根据共同声明的共识，决定名誉会长作为观察员负责监督，但是由于名誉会长辞去观察员没能履责，在双方的共识之下，由刘敬师领事来仲裁，并担任观察员实施换届选举。另外，为了实现公平选举，被告协会事务局负责管理自己的服务器，并将密码交由领事馆保管，以不让第三者侵入。这可以说是按照共同声明，第三者正当地保管了服务器。

理事选举方法是填好候选人名，赋予预先由选举管理委员会通知的选举权人固有的投票用号码，然后邮件通知两名以上的选举管理委员。原告们认为有没有收到其固有的投票用号码的会员，这与事实不符。投票数是以2010年7月选举的投票数和2011年2月选举的投票数的总

和作为投票数来计算，选举了会长和理事。

这样的选举手续是按照旧章程的规定以及共同声明来进行的，2011年2月选举产生的理事是有效的。

#### 5 关于争点3（被告滕劲兵的被告协会会长地位）的当事人主张

##### 【原告的主张】

(1)2011年8月选举不是按照被告协会的章程进行的，无效，因而以此为前提实施的2012年10月选举也是无效的。被告滕劲兵作为被告协会的会长资格无效。

(2)被告们主张按照2012年6月12日改订后的被告协会的章程（以下称为新章程）16条3项，12条7项及同条4项，进行的2011年8月会长选举是适当的。

但是，旧章程到新章程的改订是由原告认为无效的2011年2月选举的结果所产生的理事会来进行的，新章程本身就是无效的，因此2012年8月选举应该用旧章程来进行。按照旧章程12条3项，会长辞任时，规定经理事会的表决后由常务副会长代行会长职务。旧章程9条5项规定会长空缺后30日以内，经理事会表决后设立选举刘学振副会长代行会长职。8月选举按照旧章程是无效的。

假设可以适用新章程，新章程12条7项规定设立选举管理委员会进行补缺，新章程12条4项规定会长由理事会理事投票选举，而且会长和常务副会长必须管理委员会，进行补缺选举。尽管按照旧章程12条3项，李磊辞去会长以后，应该由常务副会长刘真经理事会表决后代行会长职，可是李派却发表了由立候补，同时规定了候补者须向会员说明抱负和方针，并回答会员的质疑的手续。这样就是不承认补缺选举只限于在理事会进行，而是应该由会员直接选举。也就是说，只由理事会选举刘学振为会长的2012年8月选举按照新章程也是无效的。

另外，从新章程12条4项规定的由理事会进行的会长选举手续，以及同条7项规定的设立专门选举管理委员会的意图来看，同项规定的选举管理委员会也不能解释为理事会。

##### 【被告的主张】

(1)2011年2月选举是有效的。同选举选举产生理事会根据决议将旧章程改订成的新章程也是有效的。

(2)李辞去会长职务以后，根据新章程16条3项代行会长职务的刘真常务副会长按照新章程12条7项，发布了会长的补缺选举公示。刘学振根据新章程12条4项规定，与刘真结伴

立候补，由理事会理事选举当选为会长。刘真再次当选为常务副会长。

原告们主张补缺选举时不只由理事，该由全体会员选举，但是新章程 12 条 7 项规定会长缺员时，只由理事会表决就可以选出会长（同项的“选举管理委员会”就是理事会本身，特别组织选举管理委员会没有必要）。按照新章程 12 条 4 项规定，会长及常务副会长由理事会理事投票选举产生，补缺选举时也可以由理事会理事投票选举。理事会有新章程的解释权（新章程 20 条），以上的解释就是理事会的解释。

所以，2011 年 8 月选刘学振为会长的选举是正当有效的。

（3）在刘学振会长任期届满（李磊剩余任期）后，2012 年 10 月被告滕劲兵被选为会长。

在 2012 年 10 月选举中，以第 11 届理事会名义募集会长、常务副会长候补时，至截止日期为止只有被告滕劲兵参选会长，李明参选常务副会长，所以两位未经投票自动当选。后设质疑期间，会员中也无人提出质疑问题。

所以，2012 年 10 月选举手续没有任何违规。

（4）根据以上理由，被告滕劲兵是被告协会的会长。

### 第 3 本法院的判断

#### 1 争点 1（原告 2011 年 2 月选举中当选理事无效的主张是否有现实利益）

（1）被告协会认为，本诉讼中确认 2011 年 2 月当选理事无效的主张，是确认已经过去的法律关系，没有现实利益。

通过对该法律关系的确认可以解决该法律关系在法律上的纷争，对除去当事者在法律地位上的不安及危险有必要而且适当的时候，可以认定确认的现实利益。从这个视点上来看，虽然是确认过去的法律关系，但该确认可以直接而且从根本上解决纷争最适当而且必要的时候，可以认可确认的现实利益（参照最高裁昭和 44 年（E）第 719 号同 47 年 11 月 9 日第一小法庭判决. 民集 26 卷 9 号 1513 页）

本案原告指出，2011 年 2 月选举中当选会长的李磊多次越权，不经过旧章程中规定的会计报告及认可手续进行被告协会的财务支出事宜；将被告协会所有《information》发行权转给李磊为代表的『有限会社国际情报研究所』，从该研究所获得销售收入事宜，以及未经理事会承认就注册一般社团法人，并有可能将被告协会财产转到该一般社团法人中去等事宜。本案就是准备就要求返还财产及提起损害赔偿的预定诉讼。由于李磊会计支出等有效性即使遵守

了旧章程，也会受到 2011 年 2 月选举中当选理事的有效性所左右，所以我们认为确认 2011 年 2 月选举中的理事当选无效，与个别确认上述当前权利及法律关系相比较，对于原告会员及被告协会及李磊之间发生的纷争是直接而且从根本上解决问题等事宜，都是最适当而且是必要的。

(2) 另，被告协会主张原告无会员资格，所以没有确认的现实利益。

但原告干力行，即使依照被告协会的主张，在 2011 年 2 月选举中根据特例进行会员登记更新，而且本人主张该选举当选理事构成的第 10 期理事会决议在同年 3 月 17 日受到停止会员资格处分无效，该处分有效性存在争议，该处分的有效性也受到 2011 年 2 月选举理事当选有效性的影响。所以，本案无法判定原告干力行为非会员，认定原告干力行与 2011 年 2 月选举理事当选无效确认有直接利益关系。

原告邹珍珍是会员，虽然受到会员邮箱目录的发信限制，与 2011 年 2 月选举理事当选无效确认有直接利益关系。

原告朱宁是会员，在 2011 年 2 月选举中当选理事并完成任期，虽然主张选举无效对自己有不利的一面，但也不可否定有现实利益的一面，与 2011 年 2 月选举理事当选无效确认有直接利益关系。

原告张善俊没有受到停止会员资格处分的足够证据，在 2011 年 2 月选举中当选理事，与原告朱宁同样，与 2011 年 2 月选举理事当选无效确认有直接利益关系。

所以，原告所有人与 2011 年 2 月选举理事当选无效确认有直接利益关系。

(3) 根据以上理由，本案认定原告确认 2011 年 2 月选举中当选理事无效的主张有现实利益。

## 2 争点 2 (2011 年 2 月选举中理事当选是否无效)

(1) 根据前述事实，证据 (甲 13-16, 17 的 1 和 2, 甲 24, 乙 13, 19, 21, 22, 原告干力行本人)，及双方辩论，认定如下事实：

A 张伟作为选举管理委员长，在 2011 年 1 月 25 日对会员发送题为“继续 (补充) 选举开始公告”的如下内容的通知。

(A) 有投票权者 150 名，未确认 41 名 (2010 年 7 月 9 日在邮箱目录中登录的正会员)，

前次选举期间（2010年7月22日-同月28日）中，对未投票的人在2011年1月26日之前发投票用邮件。

(B) 为确保本次投票公平，同时进行会员资格确认。会员确认针对长期没有联络的会员，经过选举管理委员会的确认后，接受其投票。

(C) 选举管理委员会成员

选举管理委员长 张伟：rodan926@mm.em-net.ne.jp

选举管理委员 高纹：wengao2007@yahoo.co.jp

选举管理委员 凌霄：xioling85@gmail.com

选举管理委员 方素萍：fangsuping@hotmail.com

选举管理委员 干力行：gan1009@sina.cn

B 张伟于2011年2月24日前后，给会员发送了包含下述内容的投票邮件。

(A) 投票期间：2011年2月21日至同年3月1日下午6时（日本时间）

(B) 因为会员每人均被分配有投票号码，请每人在投票时一定注明投票号码和姓名。

(C) 收到2封以上的投票邮件时，只有1封被允许投票。第2封以上的投票视为无效。

(D) 必须在上述规定的投票期间内投票。如果没投票，将被视为弃权。

(E) 请留下候选人名单中的投票号码和姓名，并删除不投票号码和姓名后回信。

(F) 理事候选人中可以选择21名以下（最多21名）。超过21名的情况，投票被视为无效。

(G) 投票邮箱地址（宛先）如下。

TO: rodan926@mm.em-net.ne.jp （选举管理委员长）

CC: xioling85@gmail.com （选举管理委员）

Wengao2007@yahoo.co.jp （选举管理委员）

fangsuping@hotmail.com （选举管理委员）

gan1009@sina.com （选举管理委员）

C 根据与共同声明有关的李派和反李派的同意，选举管理监督委员会中作为观察员的任福继拒绝承担观察员且没有参加选举管理监督委员会。原告干力行，鉴于任福继的不参加有违共同声明的合意，主张应该再次经过李派和反李派就观察员一职进行的协商而设立选举管理监督委员会。但是，由于作为选举管理委员长的李派成员张伟说由他自己决定并继续选举即可。作为反李派委员干力行拒绝了参加选举管理监督委员会。

D 赵凤济于2011年2月28日，面向反李派会员，以向会员群发邮件的形式，发送了以下

内容（日语翻译）。这是，作为反李派，呼吁抵制 2011 年 2 月的选举为主旨的邮件（鉴于赵凤济发送了上述邮件，反李派没有进行 2011 年 2 月的选举投票）。

（A）选举管理委员会仅仅是为保障共同声明中确定的继续选举的执行机构，没有权利变更共同声明中确定的选举管理监督委员会的构成及与执行有关的任何内容。

（B）选举管理委员会的行为完全违背共同声明的基本主旨。作为共同声明署名者的一方，不承认选举管理委员会的独断专行。作为共同声明署名者的一方，认为本次选举完全无效而且没有任何实际意义。

（C）李磊作为共同声明署名者的另一方，命令选举管理委员会停止本次选举，与我方共同声明署名者赵凤济共同紧急呼吁就现状及选举管理委员会的差异进行协商。

（D）李磊代表的一方如果不顾一切继续本次选举的话，将被认为是与共同声明主旨相违背的李磊代表的一方独自进行的选举，我方对本次的选举结果不予承认。

E 赵辉，赵新为及胡哲新，于 2011 年 3 月 2 日，分别给会员邮箱目录发邮件：表明没有收到 2011 年 2 月选举投票用邮件。

F 张伟于 2011 年 3 月 3 日对会员正式宣布，2011 年 2 月选举投票于同年 3 月 1 日下午 6 点截止，该选举正式结束。并将 2011 年 2 月选举得票数计入 2010 年 7 月选举得票数得到各候选人得票数，以此宣布李磊当选会长，刘真当选副会长。同时，李磊同年 3 月 4 日向会员报告了第 10 期理事会构成，及同理事会任期到 2012 年 7 月 31 日为止。

G 中国大使馆科学技术部 3 等书记官王玲，于 2011 年 3 月 4 日对于选举管理委员长张伟，被告协会事务局的原告朱宁及孔昌一，发了说明如下内容的邮件。①受被告协会选举管理委员会的委托，同年 1 月 26 日上午-同年 3 月 3 日之间，保管了被告协会服务器的密码。②根据事前约定，选举结束后返还密码。③同日下午 5 点，将服务器新密码通知了服务器管理代表徐大威。

徐大威及原告朱宁同月 6 日分别给中国大使馆领事刘敬师及王玲发了感谢邮件。

## （2）2011 年 2 月选举的有效性

A 根据上述事实，2011 年 2 月选举必须依照旧章程及共同声明进行，而其过程有重大过失时，判定 2011 年 2 月选举无效是妥当的。

B 原告主张的 2011 年 2 月选举中会员名单有误，多人未收到投票用邮件。从上述事实中可确认：的确有多人在会员邮箱名单中发邮件表明未收到投票用邮件。

对此被告否认上述事实，张伟作为证据，提交了 2011 年 2 月 24 日发给赵新为及胡哲新，

题为“投票用纸送付之件”的邮件复印件（乙 30, 31）。但乙第 30 号证据中记载的赵新为邮件地址与域名不同（不是代表东京理科大学的 tus，而是 sut），乙第 30 号证据的格式，让人怀疑不是真正的邮件复印，乙第 30 号证据无法证明张伟同日给赵新为发邮件的事实。再有，乙第 31 号证据中的邮件地址虽然与胡哲新所发邮件地址相同，格式与乙第 30 号证据相同，考虑到胡哲新同年 3 月 2 日发出邮件表明未收到投票用邮件，乙第 31 号证据不足以证明张伟同日给胡哲新发送了投票用邮件。

没有足够证据表明给赵辉发送了投票用邮件。

所以，最少也有赵新为、胡哲新及赵辉三名会员没有收到投票用邮件，未能在 2011 年 2 月选举中投票。

前述事实说明，旧章程第 9 条第 1 项规定，被告协会会长、常务副会长、理事及监事，必须经过全体会员直接选举产生。2011 年 2 月选举目的是以继续选举的方式，让 2010 年 7 月有选举权而未能投票的人投票，加上 2010 年 7 月投票数，实现全体会员直接选举，正式选出第 10 期理事会。对于这样的目的，未能给上述三名发送投票用邮件，违反了旧章程所规定的手续，应该说是妨碍直接选举的重大过失。

C 根据前述事实和认定的事实，李派与反李派一致发表的共同声明，决定任福继作为观察员加入并构成选举管理监督委员会，任福继拒绝并未能参加。所以 2011 年 2 月选举是在缺少观察员参加的情况下举行的。

对于这点，被告主张虽然任福继未能担任观察员，李派与反李派达成一致，中国大使馆领事刘敬师介入仲裁，实质上起到了观察员的作用，实际上举行了选举。主张选举是依照共同声明实施的。但是，在询问本人时，被告滕劲兵说李派与反李派同意了无观察员状态的选举。

但原告干力行阐述，任福继拒绝参加后观察员怎么办并无结论时继续实施，否定李派与反李派达成一致，在无其他客观证据情况下，无法相信被告滕劲兵的阐述，不能认可被告主张的事实。

根据上述事实 and 前提，李派与反李派，对立后到发表共同声明，特别是共同声明（3）及相关条款达成一致，为选举的公平性，决定增加观察员到选举管理监督委员会构成之中。考虑到这点，在观察员不参加的情况下举行的 2011 年 2 月选举手续，违反了共同声明内容，应该属于重大过失。

D 进一步，根据上述前提事实及认定事实，共同声明中规定，在选举期间被告方协会的服务器由李派和反李派双方信赖的第三方来保管。关于这一点，认定在 2011 年 2 月 21 日-同年 3 月 1 日的投票期间及同月 3 日的选举结果发表期间，由中国大使馆科学技术部 3 等书记官王

玲来保管被告协会的服务器密码。

但是，根据证据（甲 22，原告干力行本人，被告滕劲兵本人），在被告协会以前的选举中，选举委员会的专用邮箱被认定作为投票用电子邮箱的送信地址，在 2011 年 2 月的选举中却与此不同，选举管理委员个人的电子邮箱被指定为投票用电子邮箱的送信地址。这样一来，虽然被告协会的服务器密码由第三方王玲来管理，但是，只要投票邮件投到由选举管理委员管理的个人邮箱，就不能否认选举管理委员对投票结果的介入行为的可能性。虽不能说直接违反了共同声明的内容，但应该说这是一个使人对选举的公正、公平性产生疑义的选举手续。

根据上述前提事实，李派和反李派双方由对立发展到发表共同声明，特别是共同声明（3），规定以保证选举的公平性为目的，被告协会的服务器由第三方管理，考虑到这一点，上述使人对选举的公正公平性产生疑义的选举手续，违反了共同声的主旨，应该说是在选举手续上有重大过失。

E 综上所述，关于 2011 年 2 月的选举手续，既违反了旧章程的直接选举的规定，又违背了共同声明的内容或目的。可以说是有重大过失的！所以，在 2011 年 2 月选举中当选的理事，应该是无效的！

### 3 关于争论点 3（被告滕是否是被告协会的会长）

（1）上述前提事实上，综合证据（甲 8、乙 10、15-17、19、28、29、29 中的 2）以及辩论中的整体中心内容，认定如下事实。

A 由 2011 年 2 月选举产生的理事构成的第十届理事会，于 2011 年 6 月 12 日将旧章程修改为新章程。

新章程的第 12 条第 7 项中做了如下规定：

会长，常务副会长，理事及监事发生空缺时，应在发生日起 30 日以内，经理事会表决采取下位进级当选，或者设立选举管理委员会进行补选。

B 李磊于 2011 年 7 月 20 日，辞去了被告协会会长职务。

C 刘真于 2011 年 8 月 8 日，向第十届理事会的各理事发出了题为“会长补选之事的联系通知”的邮件，邮件中记述了“按本会章程的规定，会长空缺时，由理事会补选”，同时还通知了如下内容的 2011 年 8 月选举的日程，呼吁参加会长的竞选。

会长参选报名期间（自荐，他人推荐）：2011 年 8 月 8 日-同月 10 日

在理事会的投票期间：2011 年 8 月 10 日-同月 12 日



当选结果发表：2011年8月12日下午8点

D 刘学振于2011年8月9日，向第十届理事会的各理事发出了自己要当会长候选人的邮件。

E 刘真于2011年8月22日，向第十届理事会的各理事发出了题为“会长补选之事的联系通知”的邮件，就刘学振当会长候选之事，由于没有其他理事反对，同日宣布刘学振为会长。

F 第十届理事会于2012年7月31日任期届满。

G 第十一届选举管理委员会于2012年9月12日，向全体会员公众邮箱发送电子邮件，对会员们公布了进行第十一届理事选举（2012年10月选举）和选举的日程等信息。

H 第十一届选举管理委员会于2012年10月18日，向全体会员公众邮箱发送电子邮件，对会员们公布了包括被告滕在内的18名当选为第十一届理事，并发表会长及常务副会长将由第十一届理事会进行选举。

I 第11期选举委员会在2012年10月18日，通过会员邮件群向会员们公布了包括被告滕劲兵在内十八名理事的第十一期理事会的当选通知，会长及常务副会长在第11期理事会中选举。

J 第11期选举委员会在2012年10月31日，通过会员邮件群向会员公布了由于会长及常务副会长立候补只有被告滕劲兵和李明一对，无投票当选。当日起到同年11月2日下午8时止为答辩时间。

在此期间，无会员提出疑问。

## （2）2011年8月选举的有效性

首先，判断第10期理事会所改定的新章程是否有效。旧章程第14条规定，协会章程的修改，必须有三分之二以上理事赞成后方可形成决议。如前面认定2011年2月所选举的理事当选无效，故由第10期理事会理事赞成所改定的新章程，未履行旧章程第14条所规定的修改程序，应属无效。所以，李磊辞职后被告协会会长选举必须按照协会旧章程的规定进行。

根据旧章程，协会的会长辞职后，常务副会长在理事会决议后代行会长职务（第12条第3项），在会长位置空席后30日之内，经过理事会同意，设立投票管理委员会，进行补缺选举（第9条第5项）。协会会长的补缺选举，没有其他的规定，必须由会员全员直接选举（同条第1项）。

但是，根据前述事实，刘真常务副会长在2011年8月选举提案时，只按照新章程进行，在理事会内部进行补选，刘学振理事参选，其他理事没有反对意见而当选。明显没有遵守旧章

程中的会员直接选举的规定。

因此，2011年8月的选举，违反协会旧章程第9条第1项由全体会员直接选举的规定，有重大过失，应属无效。

### (3) 被告滕劲兵的地位

根据前述认定事实，为第11期理事会选举的2012年10月选举设立了选举管理委员会。根据协会原有章程第12条第9项，由理事会提名人选设立选举委员会。这样因选举管理委员会是依据理事会而产生，故2011年2月当选无效理事构成的第10期理事会设置第11期选举委员会没有根据，不得不认定设置无效。

另外，第11期理事会的理事是由会员直接选举产生的，但会长及常务副会长是由理事会内部选出。这点违反了协会原有章程第9条第1项，会长及常务副会长由全体会员直接选举的规定。

因此，关于2012年10月的选举，负责选举过程根本的选举管理委员会本身设置无效，会长及常务副会长的选举违反了必须直接选举的原有章程，属于重大过失，所以认定2012年10月选举无效是妥当的。

所以，由2012年10月选举当选理事，随后由理事会选为会长的被告滕劲兵被告协会会长资格应该无效。

### (4) 结论

因此，认定原告请求的理由成立，做出正文判决。


东京地方裁判所民事第32部

裁判长裁判官                      中吉 徹郎

裁判官                                涩谷 辉一

裁判官                                首藤 瑛里

附件：判决书原文：



平成28年9月28日判決言渡 同日原本原収 裁判所書記官  
 平成25年(ワ)第29185号選挙無効等確認請求事件  
 口頭弁論終結日 平成28年6月27日

判 決 (以下略)

東京都品川区	[Redacted]		
原告	干	力	行
東京都江東区	[Redacted]		
原告	鄭	珍	珍
静岡県袋井市	[Redacted]		
原告	朱		寧
神奈川県平塚市	[Redacted]		
原告	張	善	俊
上記4名訴訟代理人弁護士	張	學	謙
東京都豊島区池袋3-14-2	被告	全日本中国人博士協会	
同代表者会長	藤	勁	兵
千葉県印西市	[Redacted]		
被告	藤	勁	兵
上記兩名訴訟代理人弁護士	河	原	裕

主 文

- 1 原告らと被告全日本中国人博士協会との間において、平成23年2月に実施された被告全日本中国人博士協会の理事会選挙における理事の当選が無効であることを確認する。
- 2 原告らと被告らとの間において、被告藤勁兵が被告全日本中国人博士協会の会長の地位にないことを確

認する。

3 訴訟費用は、被告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求  
主文と同旨。

第2 事案の概要  
本件は、被告全日本中国人博士協会（以下「被告協会」という。）の会員であり、又は会員であるとする原告らが、(1)平成23年2月に実施された被告協会の理事会選挙は、その手続が被告協会の会員間の合意内容に反するなどとして、被告協会との間で、同選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めるとともに、(2)上記理事会選挙において被告協会の会長に当選した李磊（以下「李」という。）が会長を辞任した後の同年8月に実施された被告協会の会長選挙は、その手続が被告協会の規約に違反し、無効であるから、平成24年10月に実施された被告協会の会長選挙も無効であるとして、被告協会及び同選挙によって被告協会の会長に当選した被告藤勁兵（以下「被告藤」という。）との間で、被告が被告協会の会長の地位にないことの確認を求める事案である。

1 前提となる事実  
次の事実は、当事者間に争いがなく、又は証拠（甲1～3、12、13、18、19、23、乙9、19、21、23、26、原告干力行本人）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

(1) 当事者等  
ア 被告協会は、我が国の教育機関、研究機関、民間企業等において学術研究、技術開発、企業経営等に従事する中華人民共和国人（以下「中国人」という。）の博士及び我が国から中華人民共和国（以下「中国」という。）に帰国した博士によって構成される団体（法人格なき社団）である。  
被告藤は、被告協会の会員（以下、単に「会員」という。）であるとともに、平

平成24年10月に実施された被告協会の会長選挙において、同年11月2日午後8時の経過をもって無投票により被告協会の会長に当選し、以後、同職にある者である。

イ 原告らは、いずれも平成23年2月当時、会員であった者である。原告鄭珍珍（以下「原告鄭」という。）及び原告朱寧（以下「原告朱」という。）は、現在も会員であり、原告干力行（以下「原告干」という。）及び原告張善俊（以下「原告張」という。）は、現在も会員として活動する者である（原告干及び原告張の会員資格の有無については、当事者間に争いがある。）。

(2) 旧規約の規定  
平成23年6月12日の改訂前の被告協会の規約（以下「旧規約」という。）には、次の規定がある。

ア 第8条（役員）  
本会に次の役員を置き、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

㊦ 理事15～21名  
㊧ 会長1名  
㊨ 常務副会長1名  
㊩ 副会長3～5名  
㊪ 事務局長1名、副事務局長若若干名  
㊫ 会計1名  
㊬ 監事2名

イ 第9条（役員を選任）  
㊦ 会長、常務副会長、理事及び監事は、会員全員による直接選挙において選出する。（9条1項）  
㊧ 選挙期間中、会長候補と常務副会長候補がペアで立候補し、在任中の抱負と方針を会員に説明し、会員からの質疑に答える。（9条2項）  
㊨ 副会長、事務局長及び会計は、理事会の議決を経て、会長が理事の中にこれ

を委嘱する。（9条4項）  
㊩ 会長、常務副会長、理事及び監事に欠員が生じた日から30日以内に、理事会の議決を得て選挙、投票管理委員会を設け、補欠選挙を行わなければならない。（9条5項）  
㊪ 会員全員による直接選挙及び投票において、選挙、投票管理委員会が本規約第13条の規定により設置され、選挙の管理、投票の集計と公表を行う。（9条6項）  
㊫ 投票は、基本的に電子メールによる。（9条7項）  
ウ 第10条（役員の任期）  
㊦ 会長、常務副会長の任期は、2年とし、直接選挙による理事と監事の任期は、2年とする。ただし、再選されたことにより再任することができる。（10条1項）  
㊧ 会長、副会長、理事及び監事は、責任を果たせなくなる場合に辞任することができる。（10条3項）  
エ 第11条（理事会）  
㊦ 本会は、理事会により運営される。（11条1項）  
㊧ 理事会は、会長、常務副会長、副会長及び理事をもって構成される。会長は、議長を務める。（11条2項）  
㊨ 理事会は、電子メールによる討議と議決を基本とするが、必要に応じて、会合による理事会を開く。（11条3項）  
㊩ 規約の修正と不信任投票以外の理事会の議決は、十分な議論を経て、参加者の過半数の賛成で成立する。（11条4項）  
㊪ 理事会は、1年に1度会計報告と監査報告を審議、議決し、会員に提出する。（11条5項）  
オ 第12条（組織と役員の職務）  
㊦ 理事は、会員の代表として理事会に参加し、本規約に従って本会の業務を遂

行する。(12条1項)

(イ) 会長は、本会を代表し、本規約及び理事会の議決された決議に従って、本会の業務を総括する。(12条2項)

(ウ) 常務副会長は、会長を補佐する。会長が辞任した場合、又は責任を果たせなくなった場合に、理事会の議決を得て、常務副会長が会長の職務を代行する。(12条3項)

(ニ) 事務局長は、会の運営に伴う事務を総括する。(12条5項)

(ホ) 会計は、理事会の議決によって定められた財務管理細則の規定に従って、会費収入、寄付収入、支出などの監理を行う。会計は、毎回の理事選挙前に、理事会に会計報告と経理書類を提出し、監事の監査を受けなければならない。(12条6項)

(ヘ) 監事は、理事会が規約に則って運営されているかを監督し、会計が提出した書類に対して監査を行う。その監査報告を理事会に提出する。(12条7項)

(ハ) 会員全員が参加する直接選挙及び投票を行うとき、理事会が、選挙、投票管理委員会を設置する。人選は、理事会が決める。選挙、投票管理委員会は、選挙の管理、投票の集計と公表を行う。(12条9項)

カ 第14条(規約の改訂)

本規約の改訂は、3分の2以上の理事の賛成を得て可決する。

(3) 平成23年2月に実施された選挙に至る経緯

被告協会の第10期理事会選挙は、平成22年7月19日～同月28日を投票期間として実施されることとなった(以下、この選挙を「平成22年7月選挙」という)。平成22年7月選挙については、当時6年間にわたって被告協会の会長を務めていた李が、4回目の当選を目指して会長に立候補したところ、会員の趙鳳済(趙凤济とも表記される。以下「趙」という。)がこれを批判したことを契機として、被告協会内で対立が生じるとともに、理事や会員の一部から、選挙の管理及び運営方法に問題があることが指摘されるようになった。

- 5 -

投票は、選挙管理委員会が被告協会の会員名簿(以下、単に「会員名簿」という。)に記載された会員に対して投票用紙となるメール(以下「投票用メール」という。)を送信し、それを受領した会員がそのメールを送信する方法によって行われることになっていたが、被告協会のメーリングリストに登録された会員のメールアドレスの一部が、会員名簿に記載されておらず、そのメールアドレスを使用する会員の氏名を確認することができないことが判明するに至った。被告協会の事務局は、それらのメールアドレス宛てにメールを送信して、会員の氏名の確認を行うことなどにより、問題への対処を試みたが、そのような問題や被告協会内の対立が解消されることがなかったため、被告協会の第9期理事会は、平成22年7月選挙を一時停止することを決議した。

しかしながら、李及び李を支持する会員ら(以下「李派」という。)は、その理事会決議に従わず、李が平成22年7月選挙の結果、会長に当選し、その他の理事も同選挙で選出されたと宣言して、理事会を構成した。これに反発した趙を始めとする一部の会員ら(以下「反李派」という。)は、平成22年7月選挙が無効であるとして、特別理事会という名称の別の理事会を構成し、第10期理事会選挙を行うことを主張した。

李派の李及び反李派の趙は、中国大使館の劉教師領事による仲介の下で話し合い、その結果、李派と反李派との間において、李及び趙の連名による平成22年12月28日付けの「致全日本中国人博士协会会员(日本語訳「在日中国人博士協会全会員に向けて」)と題する書面に記載された内容の合意(以下「共同声明」という。)がされた。

(4) 共同声明の内容

ア 共同声明の内容(日本語訳)は、次のとおりである。

「ご周知の原因により、最近、当博士協会に二つの「理事会」が並存している不正常的な現象があります。このような状況は当博士協会の正常な運営に多くの混乱をきたしています。(中略)このような混乱な局面を一日も早く終わらせ、博士協会

- 6 -

の統一を実現することは、全会員の強い希望であります。

当博士協会の統一と会員利益第一の原則に基づき、関係部門の調整の下、二つの「理事会」の主要幹部が一連の協議を経て、以下の合意に達しました。」

「(1) (中略) 現存の二つの理事会が即日自動的に解散し、7月に行われる選挙の結果に基づいて(原得票の結果を要せず)、継続(補充)選挙の方法により、投票権を有しながら投票していない者の投票を完了させ、「原」得票に継続(補充)選挙得票を加えて最終得票数を算出することにより、正式な第10回理事会を成立させます。」

「(3) 継続選挙の公平性を保つため、元の『選挙管理監督委員会』をもとに双方から各一名を当該委員会に推薦し、「5+1」の拡大された『選挙管理監督委員会』を構成し、継続(補充)選挙の作業を当たらせませす。継続(補充)選挙期間中に、博士協会のサーバーが双方の信頼を受ける第三者に暫時保管させます。」

「(4) 継続(補充)選挙期間は2週間とし、具体的な時期は、12月29日(水曜)に、拡大『選挙管理監督委員会』が設立され、12月30日(木曜)から2011年1月12日正午12:00までは、投票期間とされる。投票権を有しながら投票しなかった者がいることを確認し、これらの者に上記の投票期間内に投票を完了させます。上記の投票期間内に投票しなかった者を棄権者と見なします。」

「(5) 投票権を有しながら連絡を取れない会員について(2010年7月9日までの左籍者を基準とする)、事務局は(朱寧博士と孔昌一博士に一任する)博士協会の会員MLにおいてそのリストを公表します。規定される期間内において本人の申請により、拡大『選挙管理監督委員会』はその身分を確認した後(中略)、その会員は投票に参加することができます。」

「(6) 選挙結果は、拡大『選挙管理監督委員会』が第1条により規定された原則に基づき、投票の集計を完成させて、選挙終了日の当日に公表されます。この結果が第10回理事会選挙の最終的な正式選挙結果となり、疑義をおくことは許されません。」

- 7 -

イ 共同声明3のうち「元の『選挙管理監督委員会』をもとに双方から各一名を当該委員会に推薦し、「5+1」の拡大された『選挙管理監督委員会』を構成」するとは、従来3名の選挙管理委員で構成されていた選挙管理委員会に、李派と反李派の双方から1名ずつを委員として加えるとともに、オブザーバー1名を加えて、選挙管理監督委員会を構成とすることを意味するものである。

そして、選挙管理監督委員会については、李派と反李派の間で、李派の委員として方案(以下「方」という。)が、反李派の委員として原告干が加わり、オブザーバーは、被告協会の名誉会長である任福維(以下「任」という。)が務めることが合意された(この合意を「共同声明に係る合意」といい、共同声明と併せて「共同声明等」という。)

(5) 平成23年2月選挙の実施

被告協会の第10期理事会の継続選挙(以下「平成23年2月選挙」という。)が、投票期間を共同声明に定められた期間から遅れて平成23年2月21日～同年3月1日として実施された。

その結果、同年3月3日、李が会長に、劉真が常務副会長に、他の21名が理事にそれぞれ当選し、第10期理事会が構成された旨が宣言された。

一方、反李派は、上記選挙結果を承認せず、李を会長とする第10期理事会とは別個の理事会を構成した。そして、被告協会内に2つの理事会が存在し、各理事会が会員獲得活動を行ったため、それぞれが把握する会員が異なる状況に至った。

(6) 被告協会の会長に選出された経緯

反李派は、李が李派の会員名簿に基づいて招集し、平成23年7月30日に開催することが予定された会員総会の開催の禁止及び李の職務執行停止を求める仮処分申立てをしたところ、李が会長を辞任したため、上記仮処分の申立ては、同年20日に取り下げられた。

李派は、李が会長を辞任したことを受け、同年8月に選挙(以下「平成23年8月選挙」という。)を行い、劉学振副会長が会長職を代行する旨を発表し、また、

- 8 -

平成24年10月に選挙（以下「平成24年10月選挙」という。）を実施して、被告藤が被告協会の会長に選出された旨を宣言した。

その後、被告協会において会長選挙が実施されたことはなく、被告藤は、現在も、自らが被告協会の会長であると主張している。

## 2 争点

(1) 原告らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めることについて確認の利益があるか（争点1）

(2) 平成23年2月選挙における理事の当選が無効か（争点2）

(3) 被告藤が被告協会の会長の地位にあるか（争点3）

3 争点1（原告らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めることについて無効確認の利益があるか）に関する当事者の主張

### 〔原告らの主張〕

平成23年2月選挙の結果、会長に選出された李は、①意に染まない会員の会員資格を恣意的に停止し、メンバーリストから排除する、②旧協規約11条5項に規定する理事会に対する会計報告や承認手続をすることなく会費の收受、経費の支出を行う、③理事会の承認を得ることなく一般社団法人を設立し、会員に対する虚偽の説明をする、④劉学振副会長が、協規約に反して、会長職を代行した上、平成24年10月、被告藤を会長に選出した選挙を実施する、⑤被告協会の発行に係る雑誌「information」の発行権を、李が代表を務める有限会社国際情報研究所に移転する形で私物化する、⑥平成25年3月、被告協会の一般社団法人への移行を目的とした会員総会を開催し、その旨を決議するなどの会務運営を行った。

このように、無効な選挙の結果に基づいた会務運営がされてきたことから、原告らは、今後、①被告協会の会計支出が無効であることを前提に、支出決裁者に対する返還請求又は損害賠償請求の訴え、②被告協会が従前有していた雑誌「information」の発行権を、李において自らが代表を務める有限会社国際情報研

究所に無権限で譲渡したことを前提に、その発行権を被告協会に取り戻すための発行権確認請求、売上金に係る不当利得返還請求又は損害賠償請求の訴え、③一般社団法人に移転された財産や法的地位がある場合には、その返還を求める訴え等の提起を予定している。これらの各訴えにおいては、被告協会の会長と称する者が会長の地位にあるか、当該行為をする権限があったか否かが問題となるものであり、その前提問題として逐一平成23年2月選挙の有効性を論じなければならない上、個別の行為によって平成23年2月選挙の有効性が異なり、判決内容の矛盾を来すおそれがある。

したがって、訴訟経済及び判決内容が矛盾することを防止する観点から、平成23年2月選挙の有効性について合一に確認しておくことが不可欠であり、原告らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることの確認を求めることについては、確認の利益が認められる。

### 〔被告らの主張〕

ア 原告らは、被告協会の選挙を妨害するなどしてきた者や会員資格を有しない者などであり、平成23年2月選挙に係る理事の当選が無効であることの確認を求める利益を有しない者である。

すなわち、原告干は、平成22年7月選挙の後、学位記の写しの提出を拒んだため、会員登録の更新を受けることができなかったが、平成23年2月選挙で選挙管理委員を務めており、被告協会は、被告協会内の和解を図るため、学位記の写しの提出のないまま特例により原告干の会員登録を更新した。しかし、原告干は、選挙妨害を繰り返した上、被告協会の理事会に一切相談することなく、被告協会の名義を使用して募金の案内を会員のメンバーリストに投稿し、被告協会の募金活動と正常な運営をかく乱したことから、平成23年3月17日、被告協会の理事会決議によって会員資格停止処分を受けており、以降、会員資格のない者である。

原告藤は、被告協会の分裂活動に関与し、会員のメンバーリストで自己の主張を繰り返し投稿するなどしたため、同年6月、会員メンバーリストへの送信の規

制を受けた者である。

原告朱は、平成22年7月選挙の妨害をするなど、被告協会の分裂を引き起こした者であり、また、無効を主張する平成23年2月選挙において自ら理事に立候補して当選し、任期を終えた者である。

原告張は、平成23年2月選挙において理事に当選したが、被告協会による募金活動を妨害した上、分裂活動の先頭に立ち、分裂した理事会の会長と自称する者であり、会員資格停止処分を受けた者である。

イ 被告協会の理事の任期は、2年であり、平成23年2月選挙により選出された第10期理事は、平成25年3月に既に任期が終了し、その後、新たな権利関係が形成されているため、過去の法律関係である平成23年2月選挙の結果の無効を確認する利益はない。

原告らは、被告協会の会長の権限を問題とするが、原告らの権利又は法的地位に具体的な危険又は不安が示されていないから、その危険又は不安を除去する方法として、選挙の結果の無効を確認する判決をすることが有効適切であるということではできない。

原告らが李による会務運営行為として主張する①～⑥については、いずれも自ら自身が適正な手続に従って行われたか否かを審理するべきであり、平成23年2月選挙の結果についての確認の利益の内容にはなり得ない。

4 争点2（平成23年2月選挙における理事の当選が無効か）に関する当事者の主張

### 〔原告らの主張〕

平成23年2月選挙については、李派において、任がオブザーバーとして選挙管理監督委員会に参加することを拒否しても、選挙を強行しようとしたことから、反李派の選挙管理委員として就任する予定であった原告干が、選挙管理監督委員会への参加を拒否したものであり、選挙管理監督委員会は、成立しなかった（選挙公告（乙22）における選挙管理委員としての原告干の氏名の記載は、同人の承諾なく

記載されたものである。）。それにもかかわらず、李派は、なお選挙を強行しようとしたため、反李派は、理事らの立候補と投票をボイコットしたものである。反李派は、領事館又は劉敬師領事を仲介人として選挙を続行することに同意したことはない。

また、平成23年2月選挙に係る投票用サーバーの保管について、被告らは、被告協会事務局がサーバーを保管し、パスワードを領事館が保管していたことをもって、領事館がサーバーを適正に保管していたと主張するが、共同声明(3)によれば、サーバー自体の保管を第三者に委託しなければならぬとされていたのであり、サーバーを被告協会事務局が管理していたのでは、被告協会事務局すなわち李派のみがアクセスできる状態にあったものであるから、パスワードを領事館等の第三者に預けたとしても、共同声明に違反する。

従前の選挙においては、選挙の度に専用サーバー、選挙管理委員会のメールアドレス、投票及び集計専用のメールアドレスが準備され、選挙の公示、各種通知、投票受付、集票などは、一括してそのサーバー及びアドレスを用いて行われていたが、平成23年2月選挙では、投票用のメールアドレスも各選挙管理委員のメールアドレスも選挙専用のものでなく、選挙管理委員個人のアドレスが使用された。個人のメールアドレス宛に投票がされることは、第三者が現実投票を確認できない以上、およそ公正とは考えられない。張偉が案出したルールでは、投票者が任意の選挙管理委員1名に対してのみメールで投票することとされていたが、重複投票されたものが有効として扱われていた。

さらに、理事会の分裂により会員名簿に食い違いが生じたにもかかわらず、名簿の修正作業が行われなかったため、投票用メールを配布されていない会員が続出した。

その他、投票に際して明確なルールが存在せず、投票の際に1人の選挙管理委員のアドレスに送信すれば良いのか、CC（カーボン・コピー）は必ずしなければならないか、他の選挙管理委員全員にしなければならないか、一部が欠けた場合はど

のような扱いになるかについて、取り決められていなかった。

したがって、平成23年2月に実施された継続選挙は、①共同声明の内容に反して、選挙管理監督委員会が構成されず、反李派による立候補及び投票のボイコットがあり、投票用のサーバーが第三者によって保管されなかったこと、②選挙管理委員の個人のメールアドレスが、投票用等のメールアドレスとして使用されたため、投票方法が公正ではなかったこと、③会員名簿に瑕疵があり、投票用メールの配布漏れが多数あったこと、④投票についてのルールが明確でなかったことにより、無効であり、これにおける理事の当選も、無効である。

【被告らの主張】

平成23年2月選挙に先立つ平成22年7月、役員選挙が実施され、李と劉真とのペアが、劉震と任向実とのペアを破って当選し、第10期理事会が構成された。しかし、敗れた劉震及び任向実が反対運動を起し、原告らは、もう一つの理事会を組成し、分裂活動を行った。そこで、これ以上の混乱を避けるため、双方の派が、中国大使館領事部の斡旋により、継続選挙を行うこと、その継続選挙の管理方法等に関する合意（共同声明）をし、平成23年2月、旧規約9条1～3項に基づいて、継続選挙を行った。

その際、共同声明に基づき、原告ら側からは原告干を、被告ら側からは方を選挙管理委員に加える形で選挙管理監督委員会を構成した。また、共同声明に係る合意によれば、オブザーバーとして名誉会長が監督することが決まっていたが、名誉会長がオブザーバーを辞任してその職務を全うすることができなかったため、双方の合意の下、劉敬師領事が仲裁に入り、同人がオブザーバーの役割を果たして継続選挙が実施された。さらに、公平な選挙を実現するため、被告協会事務局は、自らサーバーを管理し、領事館においてそのパスワードを保管して、第三者がサーバーに侵入しないようにさせたものであり、共同声明のとおり、第三者がサーバーを適正に保管したといえる。

理事選挙の方法は、候補者名を記し、あらかじめ選挙管理委員会から通知された

選挙権者の固有の投票用番号を付して、2名以上の選挙管理委員にメールを送信して通知するものであった。原告らは、固有の投票用番号が届いていない会員がいる旨を主張するが、そのような事実はない。そして、投票数は、平成22年7月選挙における投票数と平成23年2月選挙における投票数との総計を投票数として数え、その結果、会長及び理事が選挙された。

このように、選挙手続が、旧規約の規定及び共同声明に従って行われた以上、平成23年2月選挙における理事の当選は、有効である。

5 争点3（被告が被告協会の会長の地位にあるか）に関する当事者の主張  
【原告らの主張】

(1) 平成23年8月選挙は、被告協会の規約に従って行われたものではないから、無効であり、したがって、それを前提として実施された平成24年10月選挙も、無効であるから、被告は、被告協会の会長ではない。

(2) 被告らは、平成23年6月12日改訂後の被告協会の規約（以下「新規約」という。）16条3項、12条7項及び同条4項に従って、平成23年8月の会長選挙が適正に実施されたと主張する。

しかし、旧規約から新規約への改訂は、原告が無効を主張する平成23年2月選挙の結果に基づいて構成された理事会によってされたものであり、新規約は、そもそも無効であるから、平成23年8月選挙については、旧規約が適用されることになる。そして、旧規約12条3項には、会長が辞任した場合、理事会の議決を得て常務副会長が会長の職務を代行することを規定しており、旧規約9条5項は、会長に欠員が生じた日から30日以内に、理事会の議決を得て選挙投票管理委員会を設置し、補欠選挙を行うことを規定する。旧規約12条3項によれば、李が会長を辞任した後は、常務副会長である劉真が理事会の決議を得て会長職を代行するはずであるにもかかわらず、李派は、劉学振副会長が会長職を代行する旨を発表したものである。また、平成23年8月選挙の告知が、選挙投票管理委員会によって行われていない上、そもそも同委員会が設置された形跡がない。したがって、平成23年

されると定められていることから、補欠選挙の場合も、理事会理事による選挙をすることが可能である。理事会には、新規約の解釈権があるところ（新規約20条）、上記の解釈は、理事会の解釈である。

したがって、劉学振が会長に選出された平成23年8月選挙は、新規約の規定に則って適正に行われたものであり、有効である。

(3) その後、劉学振が会長在任期間（李の残余任期期間）を満了したことに伴い、平成24年10月選挙が実施され、被告が会長に選出された。

平成24年10月選挙では、第11期理事選挙管理委員会名で、会長、常務副会長の立候補の募集をし、その期限までに立候補した者が、会長については被告、常務副会長については李明のみであったため、無投票で、両名が会長及び副会長に選出されたものである。また、答弁期間を設けたが、会員から質問等はなかったものである。

したがって、平成24年10月選挙の手続は、違法はない。

(4) 以上によれば、被告は、被告協会の会長である。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1（原告らが平成23年2月選挙における理事の当選が無効であることを求めることについて確認の利益があるか）について

(1) 被告協会は、本件訴訟のうち平成23年2月選挙における理事の当選の無効確認を求める部分については、過去の法律関係の確認を求める訴えであるから、確認の利益がない旨を主張する。

確認の利益は、判決をもって法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められるところ、このような観点からは、過去の法律関係の確認であっても、それを確定することが紛争の直接的かつ本格的な解決のため最も適切かつ必要であると認められる場合には、確認の利益が認められるものと解される（最高裁昭和44年判第719号同47年11月9日第一小法廷判決・

民集26巻9号1513頁参照）。

これを本件についてみると、原告らは、平成23年2月選挙により会長に当選した李が、無権限で、旧規約に規定された理事会に対する会計報告や承認手続を経ることなく被告協会の会計支出を行ったこと、被告協会が有する「information」の発行権を、李が代表を強める有限会社国際情報研究所に移転し、同研究所が売上げを得たこと、理事会の承認を得ることなく一般社団法人を設立し、被告協会の財産等を当該一般社団法人に移転した可能性があることなどを指摘し、それらに係る返還請求や損害賠償請求の訴えを提起することを予定するものである。このような李による会計支出等の有効性は、仮に旧規約に規定された手続に則って行われたものであったとしても、平成23年2月選挙における理事の当選の有効性に左右され得るものであるから、上記の現在の権利又は法律関係を個別的に確定するよりも、それらの基礎となる平成23年2月選挙における理事の当選の無効を確認することが、会員である原告らと被告協会又は李との間に発生した紛争の直接的かつ本格的な解決のため最も適切かつ必要であると認められる。

(2) なお、被告協会は、原告らについて、会員資格を有しないなどとして、確認の利益がない旨を主張する。

しかしながら、原告干は、被告協会の主張を前提としても、平成23年2月選挙の際に、特例により会員登録の更新を受けた者であることに加え、その本人尋問において、同選挙において当選した理事が構成する第10期理事会の決議によって受けた同年3月17日の会員資格停止処分の効力を否定する趣旨の供述をし、当該処分の効力を争うものと認められるところ、当該処分の効力は、平成23年2月選挙における理事の当選の有効性によっても影響を受け得るものである。したがって、本件において、原告干が会員ではないと判断することはできず、原告干は、平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益を有する者であると認められるが相当である。

原告らは、会員メンバーリストへの送信規制を受けた者であるとしても、会員

であり、平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益を有するものと認められる。

原告朱は、会員であり、自ら無効を主張する平成23年2月選挙において理事に当選してその任期を終えた者であるところ、その選挙の無効を主張することが自己に不利益な面があるとしても、利益となる面があることも否定し得ない以上、平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益を有すると認めるのが相当である。

原告張については、会員資格停止処分を受けたことを認めるに足りる証拠はなく、また、自ら無効を主張する平成23年2月選挙において理事に当選した者であるものの、原告朱と同様に、平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益を有すると認めるのが相当である。

したがって、原告らは、いずれも平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益を有するものと認められる。

(3) 以上によれば、本件において、平成23年2月選挙における理事の当選に係る無効確認の利益が認められる。

2 争点2（平成23年2月選挙における理事の当選が無効か）について

(1) 前記前提となる事実、証拠（甲13～16、17の1及び2、甲24、乙13、19、21、22、原告干力行人本）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 選挙管理委員長である張偉は、平成23年1月25日、会員に対し、次の内容を含む「継続（補充）選挙開始の公告」と題する案内をした。

㉞ 今回の有権者は150名、未確認者41名（平成22年7月9日までにメーリングリストに登録されている正会員）であり、前回選挙期間（平成22年7月22日～同月28日）中に、未投票の有権者に、平成23年1月26日までに、順次投票用紙（選挙）を送付する。

㉟ 今回の投票においては、より選挙の公平性を保つため、会員照合も同時に行

う。この会員照合は、長い期間連絡がとれていなかった会員が対象となり、選挙管理委員会において確認後、投票を受け付ける。

(ウ) 選挙管理委員会メンバー

選挙管理委員長 張偉：rodan926@mm.em-net.ne.jp

選挙管理委員 高紋：wengao2007@yahoo.co.jp

選挙管理委員 凌霄：xioling85@gmail.com

選挙管理委員 方素萍：fangsuping@hotmail.com

選挙管理委員 干力行：gan1009@sina.cn

イ 張偉は、平成23年2月24日頃、会員に対し、次の内容を含む投票メールを送信した。

㉞ 投票期間：平成23年2月21日から同年3月1日午後6時（日本時間）まで

㉟ 会員1人ずつに、投票用番号が振られているので、必ず投票用番号と氏名を記入の上、投票されたい。

㊱ 2通以上の投票メールが届いた場合は、1通のみを投票するようにされたい。2通以上の投票は、無効となる。

㊲ 必ず上記規定の投票期間内に投票するようにされたい。未投票の場合は、棄権とされることになる。

㊳ 立候補者リストのうち投票する者の番号及び氏名を残し、投票しない者の番号と氏名を削除して返信するようにされたい。

㊴ 理事立候補者から21名以内（最大21名）を選ぶようにされたい。21名を超えた場合、投票は無効となる。

㊵ 投票発信（宛先）については、以下のようにされたい。

T O : rodan926@mm.em-net.ne.jp （選挙管理委員長）

C C : xioling85@gmail.com （選挙管理委員）

wengao2007@yahoo.co.jp （選挙管理委員）

fangsuping@hotmail.com （選挙管理委員）

gan1009@sina.cn （選挙管理委員）

ウ 共同声明に係る李派と反李派の合意により、選挙管理監督委員会においてオブザーバーを務めることとなっていた任は、オブザーバーを務めることを拒み、選挙管理監督委員会に参加しなかった。原告干は、任の不参加を受けて、共同声明等の合意に沿わないことになるため、再度李派と反李派がオブザーバーについて協議した後に選挙管理監督委員会を設けるべきであると主張したが、選挙管理委員長である李派の張偉が、自分が決めるなどと言って選挙を続行しようとしたため、反李派の委員として選挙管理監督委員会に参加することを拒否した。

エ 趙は、平成23年2月28日、反李派の会員に対し、会員のメーリングリスト宛てに送信する予定のメールとして、次の内容（日本語訳）を含むメールを送信した。これは、反李派として、平成23年2月選挙をボイコットすることを呼び掛ける趣旨のメールであった（趙が上記メールを送信した結果、反李派は、平成23年2月選挙の投票を行わなかった。）。

㉞ 選挙管理委員会は、共同声明に定める選挙継続を遂行する実行機構にすぎず、共同声明に定める選挙管理監督委員会の構成及び遂行に関するあらゆる内容を変更する権限がない。

㉟ 目下、選挙管理委員会が行っている行為は、共同声明の基本趣旨に完全に逆行している。共同声明の署名者の一方としては、選挙管理委員会の独断を承認しない。共同声明の署名者の一方として、今回の選挙は、完全に無効であり、実際の意味もないことであると判断する。

㊱ 共同声明の署名者の他方を代表する李には、選挙管理委員会に対して今回の選挙を停止するよう指示し、当方の共同声明の署名者である趙と共に、現状及び選挙管理委員会の相違について相談するよう緊急に呼び掛けている。

㊲ 李が代表する一方がどうしても今回の選挙を遂行するならば、共同声明の趣旨に逆行する李が代表する一方が行った独自の選挙にすぎないと判断し、当方は、

今回の選挙結果を承認しない。

オ 趙輝、趙新為及び胡哲新は、平成23年3月2日、会員のメーリングリストに宛てて、それぞれ、平成23年2月選挙における投票用メールを受領していない旨のメールを送信した。

カ 張偉は、平成23年3月3日、会員に対し、平成23年2月選挙の投票期間が同年3月1日午後6時をもって締め切れ、同選挙が終了したことを正式に宣言した上で、平成22年7月選挙の得票数に平成23年2月選挙の得票数を合わせた各候補者の得票数、それに基づき李が会長、劉真が副会長にそれぞれ当選したことを発表した。また、李は、同年3月4日、会員に対し、被告協会の第10期理事会の構成、同理事会の任期が平成24年7月31日までであることなどを報告した。

キ 中国大使館科学技術部3等書記官の王玲は、平成23年3月4日、選挙管理委員長の張偉、被告協会事務局の原告朱及び孔昌一に対し、①被告協会の選挙管理委員の委託を受けて、同年1月26日午前～同年3月3日の間、被告協会のサーバーのパスワードを保管したこと、②事前に約束したとおり、選挙が終了したため、パスワードを被告協会に返還すること、③同日午後5時、新しいパスワードを被告協会のサーバー管理代表者である徐大威（以下「徐」という。）に通知したことを説明する旨のメールを送信した。

徐及び原告朱は、同日6日、中国大使館領事の劉敬師及び王玲に対し、感謝する旨のメールをそれぞれ返信した。

(2) 平成23年2月選挙の有効性

ア 前記前提となる事実によれば、平成23年2月選挙については、旧規約の規定及び共同声明等に従った手続によって行われることが必要であるところ、その手続に重大な瑕疵がある場合には、平成23年2月選挙は、無効であると解するのが相当である。

イ 原告らは、平成23年2月選挙においては、会員名簿に瑕疵があり、投票用メールを受信していない会員が多数存在した旨を主張しているところ、前記認定事

実のとおり、投票用メールを受領していない旨のメールを会員のメーリングリスト宛てに送信した会員が複数いたことが認められる。

これに対し、被告らは、上記の事実を否認し、張偉が平成23年2月24日に趙新為及び胡哲新に対して投票用メールを送信したことを示す証拠として、「投票用紙送付の件」と題されたメールの写し(乙30, 31)を提出する。しかし、乙第30号証に記載された宛先とされるメールアドレスは、趙新為が自ら送信したメール(甲15)の差出人欄に記載された趙新為のメールアドレスとドメインが異なっているほか(東京理科大学を表す「t us」ではなく、「s ut」と記載されている。)、乙第30号証の体裁からすれば、それが実在するメールの写しであるかは疑わしいといわざるを得ず、乙第30号証をもって張偉が同日、趙新為に対して投票用メールを送信した事実を認めることはできない。また、乙第31号証は、それに記載された宛先とされるメールアドレスが、胡哲新が送信したメール(甲16)の差出人欄に記載された胡哲新のメールアドレスと一致するもの、体裁が乙第30号証と同様のものであること、胡哲新が同年3月2日に投票用メールが届いていないという趣旨のメール(甲16)を送信していることに照らせば、乙第31号証をもって張偉が同日、胡哲新に対して投票用メールを送信した事実を認めるに足りない。

趙輝に対して投票用メールが送信されたことについては、これを認めるに足りる証拠は見当たらない。

したがって、少なくとも趙新為、胡哲新及び趙輝の3名の会員は、投票用メールを受信しておらず、平成23年2月選挙において投票をしなかったものと認められる。

そして、前記前提となる事実のとおり、旧規約9条1項において、被告協会の会長、常務副会長、理事及び監事は、会員全員による直接選挙において選出することが規定されており、平成23年2月選挙が、継続選挙という形式で、その前に実施された平成22年7月選挙の際に、投票権を有しているながら投票していない者によ

る投票を行い、その得票数と平成22年7月選挙の得票数とを合わせることによって、会員全員による直接選挙を全うし、正式な第10期理事会を発足させることを目的とした選挙であったことに照らせば、上記3名に対する投票用メールが送信されなかったことは、旧規約所定の手続に違反し、直接選挙の実現を妨げる重大な瑕疵であるというべきである。

ウ また、前記前提となる事実及び認定事実によれば、共同声明等に係る李派と反李派の合意により、オブザーバーとして任が参加する選挙管理監督委員会を構成することが決められていたにもかかわらず、任は、オブザーバーを務めることを拒み、選挙管理監督委員会に参加しなかったものであり、平成23年2月選挙は、オブザーバーの参加を欠いたままで行われたものである。

この点、被告らは、任がオブザーバーを務めなかったものの、李派と反李派が合意して、中国大使館領事の劉敬師が仲裁に入り、同人がオブザーバーの役割を果たして選挙が実施された以上、共同声明に従って行われたものである旨を主張し、被告も、その本人尋問において、李派と反李派がオブザーバーのいない状態で選挙を実施することを了承した旨を供述する。

しかし、原告等は、その本人尋問において、任が参加を拒否した後のオブザーバーをどうするかについては結論が出ないまま手続が進められたとして、李派と反李派が合意に至った事実を否定する趣旨の供述をしており、他に客観的な証拠が見当たらない以上、被告の供述を直ちに信用して、被告らの主張する事実を認めることはできない。

そして、前記前提となる事実によれば、李派と反李派は、対立を経て共同声明等に至り、特に、共同声明3及びこれに関する合意において、選挙の公平性を図ることを目的として、オブザーバーを選挙管理監督委員会の構成に加えることを定めたものであると認められることを勘案すれば、オブザーバーの参加を欠いたままで行われた平成23年2月選挙の手続は、共同声明の内容に違反するものであり、重大な瑕疵に該当するというべきである。

エ さらに、前記前提となる事実及び前記認定事実によれば、共同声明において、選挙期間中は、被告協会のサーバーを李派と反李派の双方が信頼する第三者に保管させることが定められているところ、平成23年2月21日～同年3月1日の投票期間中及び同月3日に選挙結果が発表されるまでの間、中国大使館科学技術部3等書記官の王玲において、被告協会のサーバーのパスワードを保管していたことが認められる。

しかし、証拠(甲22、原告千力行本人、被告藤助兵本人)によれば、被告協会の従前の選挙においては、投票用メールの送信先として選挙管理委員会専用のメールアドレスが使用されていたことが認められ、平成23年2月選挙においては、これと異なり、選挙管理委員会個人のメールアドレスが投票用メールの送信先として指定されたものである。そうすると、被告協会のサーバーのパスワードが第三者である王玲において保管されていたとしても、投票用メールが選挙管理委員の個人が管理するメールアドレスに届く以上、投票結果に選挙管理委員の作為が介入する余地があるといわざるを得ず、共同声明の内容に直接違反するとははいえないものの、選挙の公正、公平性に疑義を生じさせる手続であったというべきである。

そして、前記前提となる事実によれば、李派と反李派は、対立を経て共同声明等に至り、特に、共同声明3において、選挙の公平性を図ることを目的として、被告協会のサーバーを第三者に保管させることを定めたものであると認められることを勘案すれば、選挙の公正、公平性に疑義を生じさせる上記の手続は、共同声明の趣旨に反するものとして、選挙手続上の重大な瑕疵に当たるといえるべきである。

オ 以上によれば、平成23年2月選挙の手続については、旧規約上の直接選挙の規定に違反し、又は、共同声明の内容若しくは趣旨に反するものとして、重大な瑕疵があるといえるから、平成23年2月選挙における理事の当選は、無効であるといえるべきである。

3 争点3(被告藤が被告協会の会長の地位にあるか)について

(1) 前記前提となる事実、証拠(甲8、乙10, 15～17, 19, 28, 2

9, 29の2)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 平成23年2月選挙によって当選した理事が構成する第10期理事会は、平成23年6月12日、旧規約を新規約に改訂した。

新規約には、第12条7項に、会長、常務副会長、理事及び監事に欠員が生じた日から30日以内に、理事会の議決を経て繰り上げ当選、又は選挙管理委員会を設け、補欠選挙を行わなければならない旨の規定がある。

イ 李は、平成23年7月20日頃、被告協会の会長を辞任した。

ウ 劉真は、平成23年8月8日、第10期理事会を構成する各理事に対し、「会長補選の件のご連絡」と題するメールを送信し、「本会規約により、会長を欠く場合、理事会により補選になります」と述べるとともに、次の内容の平成23年8月選挙のスケジュールを伝え、会長への立候補を呼び掛けた。

会長立候補期間(自薦、他薦):平成23年8月8日～同月10日

理事会での投票期間:平成23年8月10日～同月12日

結果発表:平成23年8月12日午後8時

エ 劉学振は、平成23年8月9日、第10期理事会を構成する各理事に対し、自らが会長に立候補する旨のメールを送信した。

オ 劉真は、平成23年8月22日、第10期理事会を構成する各理事に対し、「会長補選の件のご連絡」と題するメールを送信し、劉学振の立候補について、他の理事による反対意見がないため、同日をもって、劉学振が会長となることを宣言した。

カ 第10期理事会は、平成24年7月31日、任期を満了した。

キ 第11期選挙管理委員会は、平成24年9月12日、会員のメーリングリスト宛てにメールを送信し、会員に対し、第11期理事選挙(平成24年10月選挙)を行うこと、選挙のスケジュール等を公布した。

ク 第11期選挙管理委員会は、平成24年10月18日、会員のメーリングリスト宛てにメールを送信し、会員に対し、被告藤を含む18名が第11期理事に当



選したこと、会長及び常務副会長は、第11期理事会において選挙を行うことを発表した。

ケ 第11期選挙委員会は、平成24年10月31日、会員のメーリングリスト宛てにメールを送信し、会員に対し、会長及び常務副会長の立候補期間に立候補した者が被告藤及び李明のペアのみであったため、両者が無投票により当選することとなるが、同日から同年11月2日午後8時までの間、答弁期間を設ける旨を周知した。

上記答弁期間において、会員から異議が述べられたことはなかった。

(2) 平成23年8月選挙の有効性

まず、第10期理事会において改訂された新規約が有効であるか否かについて判断するに、旧規約14条は、協会規約の改訂について、理事の3分の2以上の賛成を得て可決する旨を定めるところ、前判示のとおり、平成23年2月選挙における理事の当選は無効であるから、第10期理事会を構成する理事の賛成を得て改訂された新規約は、旧規約14条所定の改訂手続を履践したものとは認められず、無効であるというべきである。そうすると、李が会長を辞任した後の被告協会の会長選挙は、旧規約の規定に基づいて行う必要があったものと解される。

旧規約の規定によれば、被告協会の会長が辞任した場合は、常務副会長が理事会の議決を得て会長の職務を代行し（12条3項）、会長に欠員が生じた日から30日以内に、理事会の議決を得て選挙、投票管理委員会を設け、補欠選挙を行わなければならない（9条5項）と定められているところ、被告協会の会長の補欠選挙については、他に特別の定めがなく、会員全員による直接選挙を行うことが求められる（同条1項）と解するのが相当である。

しかしながら、前記認定事実によれば、常務副会長である劉真は、平成23年8月選挙の案内をした際、新規約の規定に従い、理事会における補選という形式で選挙を実施する旨を発表し、理事の劉学振が立候補して、他の理事による反対意見がなかったため、劉学振が会長に当選したものであるから、旧規約の定めに従った会

員全員による直接選挙が行われなかったことは明らかである。

したがって、平成23年8月選挙は、会員全員による直接選挙を定める旧規約9条1項に違反するものとして、重大な瑕疵を帯びるものであるから、無効であるというべきである。

(3) 被告藤の地位

前記認定事実によれば、第11期理事選挙である平成24年10月選挙に向けて、第11期選挙委員会が設置されたことが認められるが、選挙管理委員会は、旧規約12条9項に従い、理事会が設置して、その人選を行うものである。このように、選挙管理委員会の根拠が理事会にあることに照らせば、平成23年2月選挙による当選が無効である理事が構成する第10期理事会が設置した第11期選挙委員会も、その根拠を失い、その設置自体が無効であるといわざるを得ない。

また、第11期理事会は、理事については、会員による直接選挙を実施したことがうかがわれるが、会長及び常務副会長については、理事会の内部における選挙を通じて選出しており、この点で、会長及び常務副会長の選挙は、会員による直接選挙を定める旧規約9条1項に違反する選挙方法であったものと認められる。

以上によれば、平成24年10月選挙については、その選挙手続の根幹を担う第11期選挙管理委員会の設置が無効であること、会長及び常務副会長の選出について直接選挙を定める旧規約の規定に違反することが認められ、これらは、選挙における重大な瑕疵に当たるといえるから、平成24年10月選挙もまた無効であると認めるのが相当である。

したがって、平成24年10月選挙において理事に当選し、その後理事会において会長に選出された被告藤は、被告協会の会長の地位にないものというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 蒞 谷 輝 一

裁判官 首 藤 瑛 里

これは正本である。

平成28年9月28日

東京地方裁判所民事第32部

裁判所書記官 高橋裕子